

2008年度 飯田留学生奨学金 募集・推薦要項

財団法人 日本国際教育支援協会

財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」という。）では、篤志家のご支援より、「飯田留学生奨学金」（以下「奨学金」という。）の受給者を、下記により募集する。

記

1. 目的

この奨学金は、本協会が、現在、奈良先端科学技術大学院大学博士後期課程へ入学(在籍)する留学生に対して奨学金を支給することによって、留学生の経済的不安を緩和し、学習効果を高めることに寄与することを目的とする。

2. 奨学金の提供の趣旨

この奨学金の提供者は、長年にわたり留学生への支援を行ってきた。この度、インドネシアからの留学生に対し支援を行うことにより、インドネシアの発展の一助となればとの申し出から今回の奨学金を創設された。

志をもって日本で学ぶインドネシアからの留学生に対し、経済的事由により妨げられることなく学業に専念できるよう奨学金を提供し、日本で学んだ知識や技術を自国の発展や人材育成のために役立て、今後の日本とインドネシアの交流に寄与することを希求し奨学金が創設された。

3. 応募資格

この奨学金に応募することができる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) インドネシアの国籍を有する者
- (2) 奈良先端科学技術大学院大学バイオサイエンス研究科博士後期課程へ入学する者
- (3) 「留学」の在留資格を有する者（2008年度中に「留学」に変わる者を含む。）
- (4) 留学の目的及び計画が明確で、留学効果が期待できる者
- (5) 大学の長の推薦を受けることができる者
- (6) 単身で渡日できる者

4. 採用人数

1名を採用する。

5. 奨学金等

奨学金として、次の各号を支給する。

- (1) 奨学金月額：研究生100,000円、博士後期課程105,000円
ただし、大学を休学又は長期欠席した場合は、原則として支給しない。
- (2) 検定料：実費を支給。
- (3) 入学金：実費を支給。
- (4) 授業料：実費を支給。
- (5) 社宅の提供：家賃月額10,000円（奨学金より留学生本人の自己負担）

6. 支給期間

原則として大学院研究生6か月、博士後期課程3年の計3年6か月とする。

7. 推薦方法

(1) 奈良先端科学技術大学院大学バイオサイエンス研究科に入学し、かつ、奨学金に応募する者（以下「応募者」という。）は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

(2) 大学の長は、応募者が3に掲げる応募資格に該当するとともに、学業・人物ともに優秀と認められる者について、8に掲げる推薦書類を、理事長に提出するものとする。

8. 推薦書類

- | | |
|--|----|
| (1) 願書（別紙様式1。日本語で記載されたものに限る。） | 1通 |
| (2) 応募者の写真（最近6か月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。） | 1葉 |
| (3) 応募者推薦書（別紙様式2） | 1通 |

9. 推薦締切期日

2008年12月24日（水）まで（必着）とする（書留速達の郵送に限る。）。

また、締切期日を過ぎた場合、提出書類が不備の場合は、受理しない。

なお、提出書類は一切返却しない。

10. 選考及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について、奨学金の提供者と協議の上、受給者を決定し、2008年12月下旬を目途に、大学を通じて、受給者に決定を通知する。

11. 奨学金の支給等

- (1) 奨学金は、受給者の銀行口座に直接振り込むこととする。
- (2) 検定料・入学金・授業料は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

12. 注意事項

(1) 受給者が、次のアからイのいずれか一つに該当した場合には、支給が取り消される。

- ア. 推薦書類の記載事項に虚偽が発見された場合
- イ. この要項に定める事項に該当しなくなった場合

(2) 受給期間中に、奈良先端科学技術大学院大学において懲戒処分を受けたり、学業成績が不良であったり、受給決定の際に通知する事項を遵守しない場合等は、途中で奨学金の支給を打切ることがある。

13. 推薦書類の提出先・問い合わせ先

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29

財団法人日本国際教育支援協会 国際交流課

TEL 03-5454-5274

FAX 03-5454-5232